令和2年９月８日

支部長・部会長　各位

福島県剣道連盟理事長

　　　稽古にあたっての発声について

　みだしのことについて、全剣連に確認した結果は次のとおりであるので、関係者に対する周知をお願いします。

記

【確認事項】

6月4日付けで「対人稽古再開に向けた感染拡大防止ガイドライン」（全剣連ガイドライン）では、稽古にあたって「発声も極力控える。」としているが、どのように理解すればよいのか。

審査、試合においてはどうか。

【回答】

発声を極力控えるとしているが、発声を全く禁止する趣旨ではない。発声が自然に出る場合もあるし、間合いが取れていれば、お互いにマスクをしているので発声しても大丈夫である。

審査、試合においては、発声しないと元気が出ないし、有効打突の面からも一本にならない。したがって、審査、試合においては発声してよい。

【参考事項】

　8月27日付「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」中、暫定的な試合・審判の方法３に、「全剣連ガイドラインに従い、試合者は、鍔競り合いを避ける。やむを得ず鍔競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。との記載がある。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

この係

福島県剣道連盟事務局

鈴木美紀夫　ＴＥＬ 024-597-8218